

2009年11月26日、インドを代表する株式指数「S&P CNX Nifty指数」に連動することを目的に運用されるETFが上場します。インド株ETFの上場は国内初となります。

ETFとは？

- ETFは日本語では上場投資信託といいます。「**Exchange Traded Fund**」の頭文字をとったもので、証券取引所等に上場している投資信託に対し、一般的に用いられる名称です。
- ETFは、一般的に運用方針に沿ってファンドの運用指図等を行う管理会社と信託財産の管理等を行う信託受託者により運営されます。
- ETFは、管理会社により「特定の指標(※)」と「ETFの一口あたりの純資産」の連動を目指して運用されます。
※特定の指標とは、株価指数や商品の価格、債券指数、REIT指数その他の指標一般をいいます。

特徴1 少額・低コスト

▶コストには、保有コストと売買コストがあります。

【保有コスト】信託報酬は、一般的に非上場投資信託より低くなっています。

【売買コスト】通常、投資家が証券会社に支払う売買手数料は株式並みとなります。

特徴2 株式と同じようにリアルタイムで売買できます。

- ETFに投資するにあたっての留意事項は一般的に次のようなものがあります。
その他については、「投資リスク」の欄や有価証券届出書等でご確認ください。
- ①元本保証はされていません。
- ②ETFの一口あたりの純資産額と連動を目指す特定の指標が乖離する可能性があります。
- ③市場価格とETFの一口あたりの純資産額が乖離する可能性があります。

基礎情報

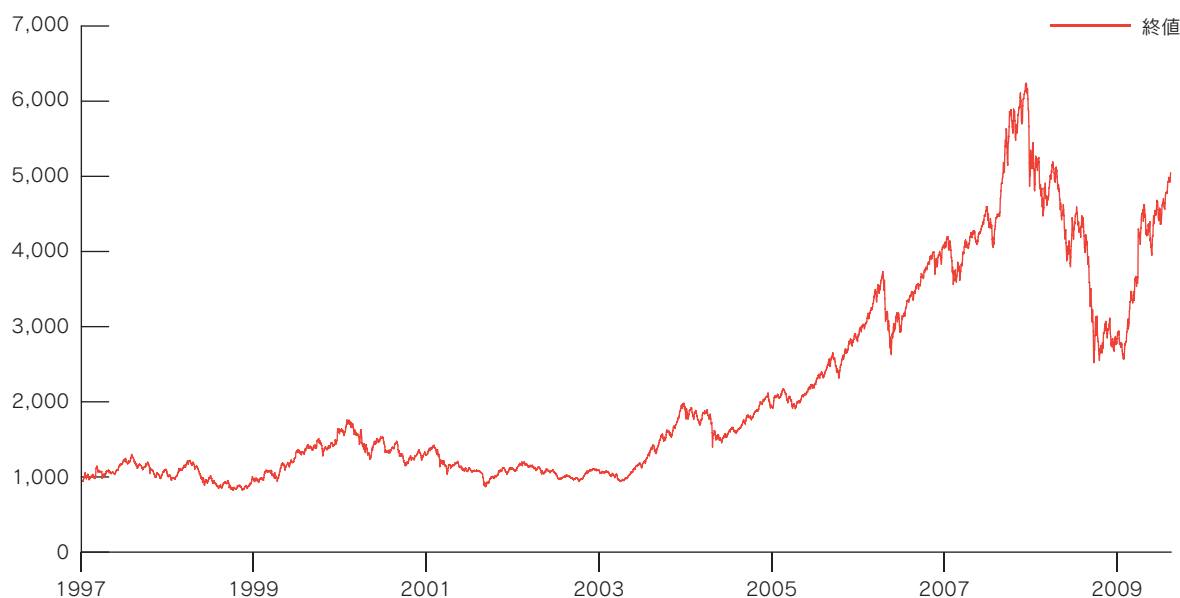
銘柄名	NEXT FUNDS インド株式指数・S&P CNX Nifty連動型上場投信
銘柄コード	1678(新証券コード(ISIN) JP3047100007)
特定の指標	S&P CNX Nifty指数
上場取引所	東京証券取引所(他の上場取引所:なし)
上場日	2009年11月26日
売買単位	100口
信託報酬	年0.9975%(税込)以内
計算期間	毎年8月11日から翌年8月10日まで ※ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2010年8月10日までとします。
分配金支払基準日	8月10日(計算期間終了日) ※毎決算時に、信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。
管理会社	野村アセットマネジメント株式会社
信託受託者	野村信託銀行株式会社

(注)信託報酬のほか、受益権の上場に係る費用および対象指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(これに類するものを含みます。以下、「商標使用料等」といいます。)ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料等に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことがあります。

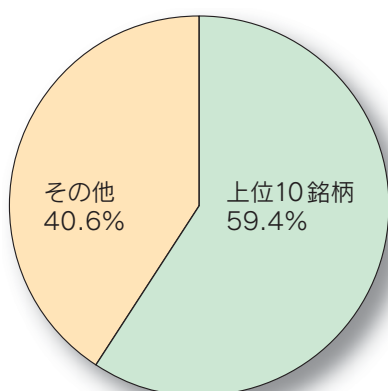
連動対象について

- S&P CNX Nifty指数は、インドを代表する株価指数です。
- インド・ナショナル証券取引所に上場する銘柄のうち、時価総額、流動性、浮動株比率等の基準を用いて選定した50銘柄で構成されています。
- 指数の計算方法は、浮動株調整済時価総額加重平均方式です。
- 当該指数対象銘柄の時価総額は、インド・ナショナル証券取引所の時価総額全体の65.34%を占めています。(2009年3月31日時点)
- 1995年11月3日を基準日とし、その日の指数値を1000として、インドルピー建てで算出されています。

対象指数の推移 2009年9月30日現在



対象指標の主な構成銘柄(上位10位)



	会社名	セクター	比率
1	Reliance Industries Ltd.	Energy	12.37%
2	Larsen & Toubro Ltd.	Industrials	7.90%
3	Infosys Technologies Ltd.	Information Technology	7.30%
4	ICICI Bank Ltd.	Financials	6.90%
5	Housing Development Finance Corporation Ltd.	Financials	5.06%
6	HDFC Bank Ltd.	Financials	4.41%
7	Bharti Airtel Ltd.	TELECOMMUNICATION - SERVICES	4.30%
8	ITC Ltd.	Consumer Staples	4.21%
9	State Bank of India	Financials	3.86%
10	Oil & Natural Gas Corporation Ltd.	Energy	3.09%

※2009年6月30日時点

ETF情報入手一覧

当該ETFに関する情報を入手できるページをまとめて表示しております。ご覧になりたいページのURLをクリックしてご利用ください。

野村アセットマネジメント株式会社 ETF専用ホームページ

ファンドを運営する管理会社・野村アセットマネジメント株式会社のETF専用ページです。

▼商品概要や一口あたりの純資産額、市場価格等

<http://nextfunds.jp/top.html>

インド・ナショナル証券取引所 英語公式ホームページ

▼S&P CNX Nifty指数のリアルタイム情報・・・トップページの左上

<http://www.nse-india.com/>

▼S&P CNX Nifty指数の構成銘柄等詳細

http://www.nse-india.com/content/indices/ind_nifty.htm

東京証券取引所 日本語公式ホームページ

▼ETFの市場価格

「東証上場ETF一覧」 <http://www.tse.or.jp/rules/etf/esquare.html#list>

(注)検索される場合には、一覧表のETFの証券コード「1678」をクリックしてください。

▼一口あたりの純資産額、対象指数との乖離率、ファンドの組入銘柄等

「適時開示情報閲覧サービス」 <http://www.tse.or.jp/listing/disclosure/index.html>

(注)検索される場合には、検索条件に野村アセットマネジメントの検索コード「13064」を入力してください。

Bloomberg 日本語公式ホームページ

金融情報ベンダーのBloomberg(ブルームバーグ)のホームページから、以下の情報を入手することが可能です。

▼S&P CNX Nifty指数の値

<http://www.bloomberg.com/apps/quote?T=jpquote.wm&ticker=NIFTY%3AIND&x=7&y=10>

Bloombergにおけるティッカーコードは「NIFTY:IND」です。

トップページ(<http://www.bloomberg.co.jp/>)左上の白いボックス「コード入力」欄に、直接コードをご入力いただくことでの情報取得も可能です。

▼対円為替レート一覧(「INR-JPY」欄参照)

http://www.bloomberg.co.jp/markets/currencies/asiapac_currencies.html

(注)上記URLでは、インドルピー・日本円為替レートの情報を入手できます。実際には、インドルピーベースである対象株価指数の日本円換算は、インドルピー・米ドル為替レート(インド中央銀行発表)および米ドル・日本円為替レート(日本銀行発表)を用いて算出します。

投資リスク

《基準価額の変動要因》

■主な変動要因■

[株価変動リスク]

◆ファンドは、日本円換算した対象株価指数に連動する投資成果を目指す投資を行なうことを基本としますので、株価変動等の影響を受けます。また、ファンドが実質的に投資する国の株式市場は、先進国の株式市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。その結果、基準価額が大きく変動する可能性があります。

[為替変動リスク]

◆ファンドは円換算した対象株価指数に連動する投資成果を目指します。また、為替変動リスクを軽減させるための為替ヘッジは、原則として行ないませんので、ファンドの基準価額は為替変動の影響を大きく受けます。

[カントリーリスク]

◆ファンドが実質的に投資する国の経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交悪化などが株式市場や為替市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策や税制の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性があります。

■その他の変動要因■

[信用リスク]

◆ファンドが投資する有価証券等においては、発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、有価証券等の価格が下落したり、利払いや償還金の支払遅延および支払不履行などが生じる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

[有価証券の貸付等におけるリスク]

◆有価証券の貸付等において、取引先リスク(取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと)が生じる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《対象株価指数と基準価額の乖離要因》

ファンドは、指数連動有価証券または対象株価指数に採用されている銘柄(採用が決定された銘柄を含みます。)の株式もしくは株価連動有価証券(以上を総称して、「指数連動有価証券等」といいます。)を原則として高水準に組入れて運用し、基準価額が日本円換算した対象株価指数と高位に連動することを目指しますが、次のような要因があるため、日本円換算した対象株価指数と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。

- ① 指数連動有価証券等の売買単位未満の金銭を保有するなどの影響で組入比率が必ずしも100%とはならないこと
- ② 資金の流出入と、当該資金の流出入に伴い実際に指数連動有価証券等を売買する間のタイミングのずれ
- ③ 指数連動有価証券等の売買・評価価格と対象指標とのずれ(指数連動有価証券または株価連動有価証券の発行体の信用度が低下した場合等も含まれます。)
- ④ ポートフォリオ構成の調整や指数連動有価証券または株価連動有価証券が満期近くとなった場合の銘柄入れ替え時等における売買コストの負担があること
- ⑤ 信託報酬等のコスト負担があること

また、ファンドが投資する指数連動有価証券または株価連動有価証券の償還等の際に、新たに指数連動有価証券または株価連動有価証券への投資ができない場合等、株価連動有価証券または指数連動有価証券の組入比率が低下した場合には、対象株価指数と基準価額との乖離は相対的に大きなものになることが想定されます。

《その他の留意点》

- ◆ ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- ◆ 市場の急変時等には、前記の「投資方針」に従った運用ができない場合があります。
- ◆ コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。
- ◆ ファンドは、金融商品取引所に上場し、当該取引所で取引されますが、その取引価格は、当該取引所における需給関係によって形成されるため、対象株価指数や基準価額と一致した推移とならず、一般に乖離を生じます。ファンドの信託金限度額は、他の上場投資信託に比較して少額であるため、ファンドの取引価格と対象株価指数や基準価額との乖離は、相対的に大きなものになる可能性があります。
- ◆ 分配金は前記の「分配方針」に基づいて委託会社が決定しますが、配当等収益がない又は少額の場合等、分配金額がゼロとなる場合があります。特に、指数連動有価証券のみに投資する方法で運用する間は、配当等収益の額が僅少になることが考えられます。その場合には、分配金額はゼロとなることが想定されます。
- ◆ 取得申込みに伴う指数連動有価証券または株価連動有価証券への投資ができない場合は、受益権の取得申込みの受け付けを停止することおよび既に受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことがあります。

ファンドは、有価証券に投資しますので基準価額は変動します(また、外貨建資産に投資する場合にはこの他に為替変動リスクもあります。)。したがって、元金が保証されているものではありません。

課税上の取扱い

①個人の受益者に対する課税

●収益分配金の受取時

平成23年12月31日までの間は、分配金については、10% (所得税7%および地方税3%) の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20% (所得税15%および地方税5%) となる予定です。

●受益権の売却時、換金(解約)時および償還時

平成23年12月31日までの間は、売却時、換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により10% (所得税7%および地方税3%) の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10%の税率により源泉徴収が行なわれます。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20% (所得税15%および地方税5%) となる予定です。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

売却時、換金(解約)時および償還時の差損(譲渡損失)については、確定申告等により上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限り)との通算が可能です。

換金(解約)時および償還時の差益[※]については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金(解約)時および償還時の価額から取得費(買付・申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

②法人の受益者に対する課税

●収益分配金の受取時

平成23年12月31日までの間は、分配金については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収[※]が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7%の税率は平成24年1月1日からは、15%（所得税15%）となる予定です。

なお、益金不算入制度は適用されません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

●受益権の売却時、換金（解約）時および償還時

法人の投資家（内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人に限ります。）については、受益権の売却時、換金（解約）時および償還時における源泉徴収はありません。

受益権の取得価額と、売却価額又は解約価額もしくは償還価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

なお、益金不算入制度は適用されません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※税法が改正された場合等は、内容が変更になる場合があります。

●当資料は、作成時におけるETFの概要説明のみを目的としており、投資勧誘を目的としているものではなく、また金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

●ETFは値動きのある有価証券を投資対象としますので、連動対象である指標および外国為替相場の変動、組入る有価証券の価格の変動、組入る有価証券の発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因の影響等により、市場取引価格または基準価額が値下がりし、それにより損失が生じることがあります。したがって、投資元本が保証されているものではありません。また、信用取引を利用する場合には、差し入れた保証金以上の損失が生ずるおそれがあります。

●ETFの売買を行われる際には、あらかじめ、お取引先の金融商品取引業者等より交付される契約締結前交付書面等の書面の内容を十分にお読みいただき、商品の性質、取引の仕組み、リスクの存在、販売手数料、信託報酬などの手数料等を十分に御理解いただいたうえで、御自身の判断と責任で行っていただきますよう、お願い申し上げます。

●当資料は、平成21年10月現在の内容です。その後、制度の改正等により、当資料に掲載した内容が予告なく変更される場合があります。また、この資料に掲載されている情報の作成には万全を期していますが、当該情報の完全性を保証するものではありません。当社は、当資料及び当資料から得た情報を利用したことにより発生するいかなる費用又は損害等の一切について責任を負いません。

●本資料の一切の権利は当社に属しており、いかなる目的を問わず、無断複製・転載を禁じます。

東京証券取引所

上場部 商品企画担当 Tel 03-3666-0141(代) product_01@tse.or.jp